

様式第10号（第14条関係）

入札参加資格制限措置公表

入札参加資格制限措置	
1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所	
住 所	東京都渋谷区本町1-13-3
商号又は名称	株式会社トーニチコンサルタント
代 表 者	代表取締役社長 横井 輝明
2 期間 令和8年1月16日から令和8年7月15日（6箇月） ※伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第6条第2項及び第5条第3項を適用	
3 事実概要 当該事業者は、特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検業務について、遅くとも令和3年2月19日以降、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日付けで公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	
4 措置理由 上記事実概要は、伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当する。	
【伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第2条第2項第2号】	
要 件	期 間
(2) 独占禁止法違反行為 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から12箇月以上24箇月以内

問い合わせ先	
伊達市財務部契約検査室 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 (電話) 024-573-9150	